中学校完全給食推進本部·平成28年度第2回会議 会議録

開催日時 平成 28 年 (2016 年) 9 月 26 日 (月) 14 時 29 分~15 時 12 分 開催場所 災害対策本部室

出 席 者

(本部長) 市長 吉田 雄人

(副本部長) 副市長 沼田 芳明、副市長 田神 明

(本部員)教育長 青木 克明、上下水道局長 田中 茂、政策推進部長 上条 浩、政策推進部渉外担当部長 中野 愛一郎、総務部長 尾澤 仁、財政部長 竹内 英樹、財政部市税担当部長 鈴木 正志、市民安全部長 平井 毅、市民部長 室井 二三夫、健康部長 惣田 晃、こども育成部長 濱野 芳江、環境政策部長 本多 和彦、資源循環部長 小川 隆、経済部長 秋本 丈仁、経済部観光担当部長 松田 優一、都市部長 井上 透、土木部長 笹木 純、港湾部長 藤田 裕行、上下水道局経営部長 渡辺 大雄、同技術部長 長谷川 浩市、消防局長 中村 照世志、市議会事務局長 福本 眞和、教育委員会事務局教育総務部長 大川原 日出夫、同学校教育部長 伊藤 学、選挙管理委員会事務局長 一之瀬 秀行、監査委員事務局長 新倉 聡

(代理出席者)

福祉部長代理 副部長 髙木 英俊

(事務局)教育委員会事務局学校教育部学校保健課長 藤井 孝生、 同課係長 田中 慎一、同課主任 中川 雄介

1 開会

【教育長】

ただいまから、中学校完全給食推進本部・平成 28 年度第 2 回会議を開催する。本日は、前回の第 1 回会議からこれまでの検討状況として、関係各課長に出席いただき開催した中学校給食推進本部専門部会第 1 回会議や議会内に新たに設置された中学校完全給食実施等検討特別委員会などについてその経過を報告させていただくとともに、用地に関する議論もお願いしたいと考えている。よろしくご審議の程お願いしたい。

2 議題

(1)検討状況について

ア 第1回 中学校完全給食推進本部専門部会(平成28年8月24日)

◆ 報告(学校教育部長 ※専門部会部会長)

各課からは関連する事項として、補助金・交付金や予算編成、開発許可や建築基準法に基づく許認可といった内容に加えて、災害時の施設の活用、食中毒予防、廃棄物の処理、給排水、消防設備など多岐に渡る事項が示された。

事務局から検討内容等について説明をし、予算編成の時期や給食センターの箇所数、親子方式における配送方法、各実施方式における給食の質、給食の残さなどについて質疑があったほか、用途地域上の課題もあるので、調査を委託する部分と市で調査する部分の線引きを明確に示した方が良いとの指摘や将来的な小学校の給食についても見据えた上で議論を進めた方が良いと意見などがあった。

現在、各課の関連する課題等について、事務局が直接各課で話を聞き、資料を整理しており、今後、第2回の会議で検討を深めていきたいと考えている。

イ 教育委員会9月定例会(平成28年9月9日)

◆ 説明(事務局)

事務局から、議会で特別委員会が設置されること、調査業務委託が入札不調となり調整中であること、第1回の推進本部、専門部会の会議内容や連絡協議会の準備などその時点での検討状況について報告をした。

教育委員からは、学校給食の実施に関する権限が教育委員会にあることと推進本部で 実施方式を決定することの関係性についての質問や臨時の総合教育会議を開催すること についての提案などがあった。

これについては、現時点では推進本部で決定することを想定していること、また、 総合教育会議の開催等を含め、再度検討すると回答した。

その他に、入札不調の理由や連絡協議会の構成人数などについて、質問があり、回答した。

ウ 中学校完全給食実施等検討特別委員会(平成28年9月14日)

◆ 説明(事務局)

中学校完全給食実施等検討特別委員会は、現在開会中の平成28年市議会第3回定例会から設置されることになった。委員数は12名で、9月14日に開催された特別委員会で

は、教育委員会の検討結果である、「中学校の昼食のあり方に関する基本方針及び行動計画」の内容について、それから、調査業務委託の概要と仕様書について、そして、第1回の推進本部と専門部会の会議内容などの検討状況、検討スケジュールについて事務局から報告をし、委員から、多岐に渡る質問や意見をいただいた。

まず、今回の特別委員会で最も多く意見をいただいたのは、調査業務委託の仕様書の中で、小学校で作った給食を中学校に運搬する親子方式の検討について、校舎の増床を伴わない改修を前提条件としていることについてであった。

多くの委員から、増床をした場合でも他の方式と比較して費用が安いことも考えられる、親子方式の検討を制限することになってしまう、教育委員会は、親子方式をやりたくないように見えるなどの意見をいただいた。

教育委員会としては、どの方式をやりたくないということはないこと、親子方式は、元々今の小学校の給食室でもっと子どもが多かったから中学校分も調理できるのではというものだと受け止めていたこと、今回の調査では、小学校については現地調査を義務づけていないこと、校舎を増床すると、既存不適格など給食室以外の改修が必要となる可能性があることなどから、増床を伴わないという条件にしたとの説明をしたが、最終的には、増築した場合についての調査も検討することになった。

今後、受託事業者が決まったら、まずは、既存の仕様書の範囲内で協議して、対応可能な部分とできない部分を整理し、できない部分については追加調査を実施することも検討する。

この指摘以外にも調査委託の関係では、調査業務委託の最終報告では客観的なデータが示されるだけで、メリット・デメリットを検討して、市として決定するということで良いのかという質問などいただき、その通りであると回答した。

また、受託者との打合せ内容についても特別委員会等で報告をすべきではないかという意見についても、そのようにしていきたいと回答した。

また、仕様書の中で米飯施設の設置や体育館等を給食室の候補から除外するなど細かい条件をつけない方が良いという意見、調査委託で行うことと市で行うことの線引きについての質問などもいただいた。

それから、これまでの検討経過や説明資料の記載内容などに関して、議会からの指摘を以前から受けていたにも関わらず、検討してこなかったのだから、教育委員会の検討結果や総合教育会議での決定を受けてではなく、議会との約束をもって実施方式の検討を行うと資料に記載すべきであるとの意見、また、その時点で検討していれば、既に実施方式は決定していたはずなので、そういった認識を持つべきとの意見、食缶方式に決めた理由がわかる資料を作成すべきであったなどの意見をいただいた。

また、基本方針と行動計画の策定にあたって、保護者の意見を直接聴取した方が良かったのではなどの意見もいただいた。

さらに、検討体制についても質問や意見をいただいた。

まず、推進本部については、最終決定はどこが行うのかという質問や最終的に市長決裁での決定や議会での予算承認が必要となるなら、推進本部で方式を決定するという説明は間違いではないか、教育長がもっと重要な役割を担うべきではないか、推進本部の部会員のうち、給食とは直接関係のない部局長については、拘束される時間も負担になるので、構成を見直した方が良いのではないかなどの意見をいただいた。

次に、専門部会については、現在参加している課以外にも、地産地消の関係で農林水産課が、30年分の食数や運営費を推計するので都市政策研究所などが参画した方が良いのではないかとの意見をいただき、検討の状況に応じて必要があれば出席をお願いすると回答した。

次に、連絡協議会については、保護者委員の選出方法についての質問や代表者以外の 保護者にも情報が共有できるようにという意見などをいただいた。

また、検討組織への共通の質問として、推進本部、専門部会、連絡協議会について、会議を公開しないのかという質問をいただき、推進本部と専門部会のような庁議は公開していないことと、連絡協議会については公開を検討すると回答した。

会議録の公開についても質問をいただき、これについては、推進本部、専門部会、連絡協議会の会議録を公開すると回答した。

各検討組織の情報共有を直接行う機会を設けることが必要ではないかとの意見なども いただき、これについても今後検討することになった。

検討スケジュールに関しても実施方式の決定までのスケジュールを記載してほしかったとの意見、議会との約束があったにもかかわらず、これまで調査が遅れてきた分、スピード感を持って仕事をすべきとの意見などをいただいた。

それから、給食の内容等に関係して、中学校給食の開始の際の食材調達についてや地産地消の推進状況についての質問と意見、小学校での食育の状況についての質問、小学校でのアレルギー対応の状況の質問などをいただいた。

これ以外にも、専門部会において事務局が、自校方式に誘導しているような印象を受ける発言があったので、誤解を招かないよう注意した方が良い、との指摘をいただいた。

工 中学校完全給食推進連絡協議会(平成28年10月1日設置予定)

◆説明 (事務局)

学校運営に関する課題等の情報を共有し、その解決策等を話し合うため、教職員、保護者の方々と教育委員会事務局職員とで組織するもので、平成 28 年 10 月 1 日付で設置要綱を制定し、10 月中に第 1 回の会議を開催する予定で準備を進めている。

◆質疑

【経済部長】

教育委員会9月定例会の意見に関して、教育委員会は独立した組織で、給食に関しては 教育委員会の権限になると思うが、そのことと、推進本部や市長部局との関係をきちんと 整理した方が良い。

【事務局】

教育委員からも同様の指摘をいただいているので、役割や手順も含めて整理していきたい。

【市長】

方式の決定にあたっては、市長部局で関係する部分がたくさんあるので、中学校完全給 食推進本部で実施方式を決めるという仕切りであるという理解で良いか。

【事務局】

市としての方針は、この推進本部で決めていただくということを想定している。

【市長】

市としての方針を決めるにあたり、教育委員会では、合議により決定する手順を踏まえた上でということか。

【事務局】

教育委員会で議案として議決した後に、推進本部で決めることを想定している。

【市長】

その上で市長決裁を行い、議会の予算で議決を経るという段取りということで良いか。

【事務局】

現時点ではそのように想定している。

- (2) 各実施方式における新たな用地の必要性について
- ◆説明 (事務局)

◇資料「各実施方式における新たな用地の必要性について」

まず、「1 自校方式」について、自校方式の場合、給食室を中学校の敷地内に建設するので、新たな用地の必要はない。なお、現在公告中の調査業務委託では、給食室設置候補場所を原則2箇所以上、不可能な場合に限り1箇所設定することとしている。なお、参考①には、本市及び他都市の自校方式整備事例を示したが、給食室の面積に関しては、法令上の基準はなく、自治体や学校の状況によって、面積が大きく異なっている状況である。

次に、「2 センター方式」の(1)用地についてだが、センター方式の場合は、建設するための新たな用地が必要となる。なお、調査業務委託では、市内に1箇所センターを設置する場合と、2箇所設置する場合の2通りについて試算等を行い、設置を想定する地域は、教育委員会が受託事業者に別途指定することとしている。給食センターについても、法令上の面積基準はなく、参考②に示したように、敷地面積や延床面積については各給食センターによって異なっている。中学校完全給食を実施した場合の本市における最大提供食数は、11,000 食程度になると想定しているので、1箇所の場合、2箇所の場合で必要となる広さは異なるが、いずれにせよ、かなり広い面積の用地が必要になると考えている。

(2) 用途地域に関する課題としては、給食センターは、建築基準法上「工場」扱いとなり、原則として工業・準工業用途の土地にしか建築できない。ただし、他の用途地域でも、建築基準法第48条ただし書の規定による許可を得ることができれば、建設の可能性がある場合も考えられる。

給食センターをどの場所に建設するかは、自校方式や親子方式に決まった場合には勿論不要となるし、センター方式に決まった場合でも用途地域の課題も含め、検討が必要になってくるが、より具体的な課題や費用積算を洗い出すためには、具体的に場所を指定することが良いのではないかと考えている。そうした場合に、市有地以外では、具体的な想定を行うことは難しいと思われるので、今回の調査業務委託については、一定の広さがある未利用地の中で検討できればと考えている。なお、参考③には、市内の5,000 ㎡以上の未利用地を挙げた。

次に、「3 親子方式」の(1) 用地についてだが、親子方式は、小学校の給食室で、小学校の給食に加えて中学校の給食を調理し、各中学校へ配送する方式である。親子方式の場合、既設の小学校の給食室を改修または増築するので、新たな用地は必要ない。調査業務委託では、小学校の給食室は増床を伴わない範囲で改修及び機器の増設等を行い、提供可能食数を向上させることを前提条件としていたが、議題1で説明したとおり、中学校完全給食実施等検討特別委員会において、増築についても調査すべきものとの指摘を受けたので、追加調査等について検討したいと考えている。なお、親子方式に関しても、面積に関する法令上の基準がないので、参考④に示したように、事例によって、面積が異なっている状況である。

(2) 用途地域に関する課題としては、親子方式については、調理した給食を他校

へ運搬する場合、給食室が建築基準法上「工場」扱いとなるので、センター方式と同様の課題がある。

【市長】

事務局の説明によると、センター方式と親子方式は、用途地域に関する課題があるということなので、用途地域に関して所管部長である都市部長から補足をお願いしたい。

【都市部長】

親子方式の場合の給食室についてだが、その学校の給食のみを作っている場合は学校用途ということで問題ないが、他の学校の分を作ると、工場扱いとなり、原則、準工業、工業、工業専用地域のこの3つの用途地域にしか建設することができないということになっている。

ただし、立地制限がある場合でも、建築基準法第 48 条のただし書きということで、建築 審査会の同意が得られれば、立地の可能性はある。

この他にも校舎の増築や食缶を上げたりするエレベーター、小荷物昇降機を設置する場合も、増築ということになると計画通知が必要になってくる。

また、親子方式の場合は、開発にあたるため、手続きが必要になってくる。その手続きの前に、測量をして、しっかりとした用地の確保が必要になってくる場合もある。現在、用地と考えている場所に、国の用地、道路などが入っていた場合には、きちんと整理してから開発の手続きになる。この場合、かなり年月がかかる可能性もある。いずれにしても方式や候補地がある程度決まったら、専門部会にも参加しているが、都市部に相談いただき、早め早めの手立てが必要と考えている。

【市長】

用途地域に関する課題については、専門部会でも引き続き検討をお願いしたい。

それから、資料2ページ目の参考③の未利用地について、センター方式となった場合には、このような用地を想定していくことになると思うが、現状について、まず旧上の台中学校について財政部長から説明をお願いしたい。

【財政部長】

旧上の台中学校の状況についてだが、平成23年3月に廃校となり、その後、跡地の利活用について、鴨居地区連合町内会との意見交換等により協議を重ね、同連合町内会から、地域の防災機能を確保するために、グラウンド、体育館、特別教室棟を残してほしいという要望をいただいた。

これらを踏まえて検討した結果、グラウンド、体育館、特別教室棟を鴨居中学校に位置付け、それ以外の校舎等の施設を、平成25年市議会第2回定例会、総務常任委員会におい

て、売却方針を公表した。その後、平成25年度、27年度に一般競争入札による公募を実施 したが、入札希望者がいなかったため、売却条件を見直し、平成29年度に3回目の公募を 行う予定としている。

【市長】

次に旧平作小学校の現状について、教育総務部長から説明をお願いしたい。

【教育総務部長】

旧平作小学校については、地域の児童数の増加を背景に昭和 48 年に開校した。その後、 平成 25 年 3 月末に池上小学校との統合により廃校となり、未利用地となっている。その後、 新たな公共施設としての利活用を検討したが、市としての活用予定がないため、平成 28 年 市議会第 1 回定例会、総務常任委員会において、売却方針を公表した。売却に向けてのス ケジュールは、平成 28 年度に境界確定測量を実施し、平成 29 年度に売却手続きを行う予 定としている。

【市長】

現時点ではどの方式にするか見通しが立っていないわけだが、この売却のスケジュールと実施方式の決定時期によっては、色々な判断をしなくてはいけなくなるが、教育委員会としてはその点どのように考えているか。

【学校教育部長】

現在公告中の調査業務委託が予定どおりに進むと、平成29年市議会第1回定例会で調査結果を報告し、議会からも意見をいただいた後、平成29年6月頃を目途に実施方式を決定したいと、現時点では考えている。未利用地に関しては、仮にセンター方式を採用することになった場合に、建設するための用地として、候補となる市有地が全くないという状況は避けたいと考えている。また、調査業務委託に関しても、自校方式、親子方式と同様、センター方式においても、具体的なシミュレーションを行える状況にしたいと考えている。そのためにも、センター設置の想定地域として、広い範囲でエリアの指定ではなく、ある程度具体的な場所の指定が必要ではないかと考えている。

参考③で挙げた未利用地に関しては、売却方針がある状況は重々承知しているが、それ ぞれの用地の置かれている状況を今一度検討いただき、実施方式の決定までの間、売却に かかる事務を一旦止めることについて、協力をお願いしたいと考えている。

【市長】

学校教育部長からあったように、参考③に記載のある施設については、実施方式決定までの間は、売却のスケジュールを一旦止めることがやはり望ましいのではないかと思う。

各部局で一度持ち帰って検討していただきたいと思うが、何か質問等は。

(質問なし)

【市長】

それでは、財政部、教育総務部には、検討の方をお願いする。

なお、議会からも方式をどうするかというのは、フラットな状態で議論するよう意見をいただいている。先ほど事務局からも説明があったが、今回の売却のスケジュールを一旦止められないかという問題提起は、あくまで自校方式、親子方式と前提条件を揃えていこうというもので、決して議論の方向をセンター方式へ導くものではないこと、また、仮にセンター方式を採用したとしても、今名前の挙がった場所に建設するということを決めるわけではないということは、十分注意していただきたいと思う。今後も、議会、市民の皆様に納得いただけるよう、検討していきたいと考えているので、協力をお願いする。

本日の議題では決定事項というのは特にないが、検討状況、新たな用地の必要性について、その報告を了承したいと思うがよろしいか。そして宿題として、名前の挙げられた用地については、売却スケジュールの事務手続きを一旦止められるかどうかを担当部局で検討していただきたい。

他に、質問・意見等は。

【市民安全部長】

先ほど都市部長から、増築の際には計画通知の手続きを要すると補足説明があった。当 部では、小中学校等 71 校を震災時避難所に指定し、防災収納庫を設置している。

近年、学校等の改修に伴い年2校ずつではあるが防災収納庫の建替えを進めている。今後、親子方式と自校方式で増築等も含めて進めるのであれば、当部も建築審査会案件となる場合が考えられる。専門部会でまた情報等提供していくので、相談にのっていただきたい。

【市長】

他に質問・意見等は。

【港湾部長】

センター方式の用地について今回説明があったが、センター方式の検討については、シミュレーションを早くする必要があると思う。昼までに学校へ配送しなければならないので、交通状況、道路状況などを検討するためにも位置を指定しないと、シミュレーションができない。また、検討の中でどうしても昼までに届かない場所がある場合には、自校方式や親子方式も複合的に考えていかなくてはいけない。センター方式については、ある程

度場所を想定して、シミュレーションを行わないと進まないのではと感じた。

【市長】

センター方式に限らず、フラットな状態での議論が必要だが、まず用地の売却の手続きを止められるかどうかの結論を受けてでないと、港湾部長が言ったような検討にも入れないと思うので、ぜひその宿題を早く片付け、仮にセンターをこの候補地に置いた場合はどのような配送時間になるかということも、事務局には、調査業務委託先への検討指示も含め、しっかりとやっていただきたい。

【市税担当部長】

中学校完全給食推進本部ということで、ハード的な面の話が中心になっていると思うが、 学校給食費について、議会の方でも公会計化という話が出ているが、中学校完全給食を実施する際に、小学校も含めてどういう体制にしていくかなどの考えを教育委員会では持っているか。

【市長】

公会計化について、事務局いかがか。

【事務局】

公会計化については、議会から債権管理条例制定の際に、意見を附された経緯がある。 教育委員会としても公会計化に向けた検討を継続してきたが、今年度、議員提案条例とい うことで、パブリックコメントを実施したものがあるが、その中でもやはり公会計化につ いて記載がされている。また、教育委員も、基本方針・行動計画を教育委員会として議決 する際に、学校現場の教職員の負担について、増えてしまう負担をなるべく軽減する方策 の一つとして、公会計化もしっかりと検討していく必要があるという考えを持っていた。 現在は、中学校の完全給食実施に合わせて公会計化するのか、それとも小学校では給食を 実施しているので、小学校の給食費を先に公会計化していくのかなどの検討をしている。

【市長】

市税担当部長としては、公会計化されれば、当然、滞納の問題は一緒になって取り組む 課題になるだろうという趣旨での質問だと思う。今後も教育委員会でのスケジュールを早 めに情報提供していただければと思う。

【政策推進部長】

用途地域について、センター方式と親子方式の場合、建築基準法の規制があって、工場扱いになり建設できないが、建築基準法第48条ただし書きの規定により、許可を得られれ

ば実施の可能性もあり得るという説明であったが、その許可を得られる可能性はあるのか。

【都市部長】

周辺環境に悪影響を与えないということが重要になる。大きな音などが出なければ、可能性はあるのではないかと思う。

【市長】

他都市での事例というのはあるのか。事務局は承知しているか。

【事務局】

給食センターを建て替える場合などで、建築基準法第 48 条関係の手続きをクリアして建 てたという事例は承知している。

【政策推進部長】

了解した。許可を得られないために、給食センターを建てられない、あるいは親子方式をできないということであれば、国家戦略特区まではいかなくても、構造改革特区などのやり方もあるのではないかという議論が必ず出てくる。建築基準法第48条の許可でできるなら問題ないと思うが、もしそれが難しいのであれば、フラットな議論をするのに国に対しての働きかけというのも考えておいた方が良いと思う。

【都市部長】

その部分については、実施方式が決まったら都市部が責任を持って検討しなくてはいけないと思っている。各部局にも協力いただき、やっていきたい。

【市民部長】

実施方式について、将来、学校の統廃合があることを踏まえなければならないと思う。 また、どれかの方式を選ぶのではなくて、併用という形があり得ると思う。例えば、自校 方式を基本としながら、統廃合がある学校や小学校と中学校が隣接するなど非常に近い学 校など、一部の学校を親子方式というような併用型というのもあり得るのではないかと思 う。また、親子の逆転というか、小学校の古い給食室を改修するのではなくて、新しく作 る給食室を非常に能力の高いものを作り、小学校の給食室を廃止するというような形も考 えられないかという感想を持った。

【市長】

当然、将来的な統廃合についての考え方というのも、しっかりと踏まえる必要があると 思う。また、親子が逆転するような方式について、あまり想定はしていないと思うが、小 学校の給食室の老朽化なども調査の中で課題として出てくるのではないかと思うので、その点も検討の際、考慮に入れることが必要であると思う。実施方式の併用、組み合わせ方式については事務局から、他都市の事例も含めて説明いただきたい。

【事務局】

いただいた意見について、その通りであると考えている。市議会では、組み合わせ方式ということで、委員から発言があったが、組み合わせ方式も検討しなくてはいけないと考えている。直近では、川崎市が中学校完全給食の実施に向けて、準備を進めている。川崎市では、大きなセンターを3箇所作るほか、小学校と中学校が合築されている学校は、小学校の給食室で中学校分を作る、また、それ以外にも自校方式で2校実施するようである。そういった事例もあるので、横須賀市においても、地域性や立地条件等も含め、どういう形が良いのか、また児童・生徒が減っていく中で、長期的な施設適正化という部分も含めた検討が必要であると考えている。

【市長】

先ほど、港湾部長から意見のあった配送時間の話も含め、組み合わせということも選択 肢として、ぜひ調査を進めていただきたい。

【経済部長】

別の観点になるが、最近、企業誘致する際に一番困るのは人手の確保である。この資料では、必要な人員数が記載されていないが、必要となると思われるパート従業員などの数は、現在、圧倒的に不足していて、最近市内に入ってくる工場では、海外から人手を求めないと間に合わない状況になっている。センター方式について言えば、11,000 食、作るのであれば、何人の従事者が必要で、その従事者が本当に集まるのかについても検討しないとやっていけないと思うので、人数についての検討も同時にお願いしたい。

【市長】

それについては事務局で検討をお願いする。

【港湾部長】

先ほど政策推進部長からも話のあった建築基準法第 48 条ただし書きの許可に関して、私は以前その業務に携わっていたが、この手続きにおいては、公聴会を開かなければならず、周辺住民の方に説明会を開くことになる。その際に用地が住宅地の場合、臭いの問題、それから、食材の搬入や配送の関係でかなり車両の台数が増えるということになった時に、周辺住民の理解を得なければいけない期間が必要になることは考えられる。そういった課題も発生する可能性がある。

(他に質問・意見等なし)

【市長】

推進本部は本日で終わりというわけではないので、今後も気付いたことがあれば、ぜひ 色々な意見をいただきたい。

今日の議題にあった用地の部分、また、他にいただいた意見も含め、事務局ではよく精査をして、方式の調査を進めていただきたい。

3 閉会

【教育長】

貴重な時間に、熱心な討議や意見をいただき感謝している。これからも事務局としては 色々やることがあるので、各部局に出かけ、意見を伺うこと、質問をさせていただくこと が多々あると思うが、協力をお願いしたい。それでは、本日の中学校完全給食推進本部会 議を終了とさせていただく。